

長野県肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施要領

令和2年10月6日付け2農畜機第3729号承認

令和2年10月6日付け2長畜第270号

一般社団法人長野県畜産会（以下「畜産会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱（令和2年4月17日付け2農畜機第413号）（以下これらを総称して「要綱等」という。）に基づき、肥育牛の出荷調整の影響を受けてやむを得ず出荷延期を行う取組に対し補助する事業を実施することとし、その実施に当たっては、要綱等に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第1 取組主体

- 1 本事業の取組主体は、生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会又は畜産業の振興に資する事業を行う事業協同組合、事業協同組合連合会、一般社団法人若しくは一般財団法人とする。
- 2 1の生産者集団は、3戸以上の肥育経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを定めた規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ一般社団法人長野県畜産会会長（以下「畜産会会長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。
 - (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
 - (2) 生産者集団の運営に関する事項
 - (3) 肉用牛生産の振興に関する事項
 - (4) 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
 - (5) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

第2 事業の内容

畜産会は、取組主体が計画的に行った肥育牛の出荷調整により、計画出荷をした肥育経営体（自ら計画出荷を行う取組主体を含む。）に対し、助成金を交付する経費について支援する。

第3 事業の要件

- 1 助成金交付対象者
助成金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 牛を販売する目的で、牛の肥育を業として行っている者であること。
ただし、法人にあつては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。）は、これに該当しないものとする。また、会社にあつてはアからウまでのいずれにも該当しないものとする。
- ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当する会社及び農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次のイ及びウにおいて同じ。）の過半数を有している株式会社を除く。）
- イ その総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上が同一のアに掲げる会社の所有に属しているもの。
- ウ その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上がアに掲げる会社の所有に属しているもの。
- (2) 牛の肥育状況を確認できる者であること。
- (3) 第4に規定する事業実施計画に基づき、肥育牛の計画出荷を行った者であること。
- 2 助成金交付対象牛
- 助成金交付対象牛は、次に掲げる要件をすべて満たすものとし、その損益が交付対象者に帰属するものであり、かつ、販売後直ちに食肉となるものとする。
- (1) 繁殖又は搾乳の用に供していない牛にあつては、継続して8か月以上、かつ、満17月齢に達するまで肥育されていること。ただし、アからウまでのいずれかによるものを除く。
- ア 災害又は家畜伝染病の発生により、満17月齢に達するまで肥育し販売することが困難であると認められる場合は、満12月齢まで肥育されていること。
- イ 繁殖又は搾乳の用に供された牛又は未経産の不受胎牛にあつては、継続して3か月以上肥育されていること。
- ウ 肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の1の（2）のエの（イ）の（a）に規定する飼養方式で飼養された牛。
- (2) 令和2年4月7日から令和2年9月30日までの間に出荷予定であった肥育牛のうち、第4に規定する事業実施計画に基づく出荷調整の対象となったものであつて、食肉処理施設に出荷し、第三者に販売されたものであること。
- (3) 出荷調整後の出荷日齢が、助成金交付対象者の令和2年1月における平均出荷日齢より15日以上多いもの。ただし、当該月に出荷がなかった場合は、当該月以

前に直近で出荷があった月における平均出荷日齢を用いるものとする。

3 助成金交付対象頭数

交付対象頭数の上限は、取組主体の令和2年4月～9月における出荷頭数のうち、第3の2の(1)のイを除く助成金交付対象牛にあつては、肉専用種については30%、交雑種については5%、乳用種については5%、第3の2の(1)のイの助成金交付対象牛にあつては、品種に関わらず5%とする。

第4 事業実施計画の作成

取組主体は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、畜産会会長が定める期日までに、計画承認申請書(別紙様式第1号)に添えて畜産会会長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において別表の補助対象経費及び補助率により算出した額とする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、畜産会会長が定める期日までに補助金交付申請書(別紙様式第2号)を畜産会会長に提出し承認を受けるものとする。

畜産会会長は、提出のあつた補助金交付申請書の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知(別紙様式第3号)により、取組主体に通知するものとする。

2 事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定のあつた後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ補助金交付変更承認申請書(別紙様式第4号)を畜産会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の支払

- (1) 畜産会会長は、この事業の円滑な実施を図るため、取組主体からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。
- (2) 交付決定後に取組主体から補助金概算払請求書(別紙様式第5号)の提出があり、畜産会会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

第7 事業の実績報告

- 1 取組主体は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日までに、実績報告書（別紙様式第6号）を畜産会会長に提出するものとする。
- 2 畜産会会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定及び支出について（別紙様式第7号）を取組主体へ通知するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

取組主体は、畜産会会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、消費税等相当額報告書（別紙様式第8号）を速やかに畜産会会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により畜産会会長に報告しなければならない。

第9 家畜共済等の積極的な活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業に参加する肥育経営体に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第10 環境と調和のとれた農業生産活動

本事業に参加する肥育経営体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、本事業に参加する肥育経営体が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、点検シートの提出を免除する。

第11 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和2年4月7日から令和3年3月31日とする。

第12 事業の推進指導等

取組主体は、長野県の指導の下、関係団体、畜産会との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第13 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。
- 2 取組主体は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を畜産会会長に提出するものとし、畜産会会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- 3 畜産会会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和2年10月6日付け2農畜機第3729号承認・令和2年10月6日付け2長畜第270号）

- 1 この実施要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行し、令和2年4月7日から適用する。
- 2 令和2年4月7日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1）13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、畜産会から補助を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

(別表) 第5関係

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
計画出荷に対する助成金の交付	取組主体が肥育牛の計画出荷を行った肥育経営体に対する助成金、その交付に要する振込手数料及び関係者との連絡調整に要する経費	定額 (うち、助成金部分については、肉専用種は22千円/頭、交雑種は19千円/頭、乳用種は21千円/頭及び第3の2の(1)のイに該当する牛は21千円とする。)

別紙様式第1号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）計画承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会
会長 伊藤 茂 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）を実施したいので、長野県肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要領の第4の規定に基づき、承認されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施計画」のとおり

3 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別添 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施計画

1 取組主体の概要

取組主体名	
代表者役職名	
代表者氏名	
種類	<input type="checkbox"/> 生産者集団 <input type="checkbox"/> 農業協同組合・農協連 <input type="checkbox"/> 事業協同組合・事業協同組合連合会 <input type="checkbox"/> (一般・公益) 社団法人 <input type="checkbox"/> (一般・公益) 財団法人
構成員数	

注：全構成員の氏名及び住所を明らかなにした一覧表を添付すること。

2 助成金の交付及び交付に要する経費

実施時期	内容	事業費	負担区分		費目	積算基礎
			補助金	その他		
合計						

注：「費目」は、助成金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

3 出荷調整の内容

(例) ●●食肉センターからの出荷自粛要請に対応するため。

4 出荷調整計画

(1) 出荷先

--

注：出荷先が複数ある場合には、複数記載すること。

(2) 出荷予定頭数（令和2年4～9月）及び交付上限頭数

	肉専用種	交雑種	乳用種	その他
出荷予定頭数①				
交付上限頭数	①×30%	①×5%	①×5%	①×5%

注1：取組主体として、令和2年4～9月に全構成員が出荷するすべての牛について記載すること。

2：「その他」は、実施要領第3の2の(1)のイに該当するもの。

(3) 出荷調整頭数及び交付対象頭数

	肉専用種	交雑種	乳用種	その他
出荷調整頭数②				
交付対象頭数 (②のうち生産者ごとにみて平均出荷日齢が15日以上遅れるもの)				

注：「出荷調整頭数」は、出荷調整の対象となる肥育牛の頭数を記載する。なお、令和2年4月7日から9月30日までに出荷予定であるものに限る。

別紙様式第2号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会
会長 伊藤 茂 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）を下記のとおり実施したいので、長野県肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施要領の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別添「肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
計画出荷に対する助成金の交付				
合 計				

- 4 事業実施期間
 - (1) 事業着手年月日 年 月 日
 - (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

注 2については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

別紙様式第3号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金交付
決定通知

番 号
年 月 日

団体等

代表者名 殿

一般社団法人 長野県畜産会
会長 伊藤 茂

年 月 日付け第 号をもって申請のあった令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、年 月 日付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。
① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
② ○○年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 4 団体等は、令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施要綱（年 月 日付け 農畜機第 号）の定めるところに従わなければならない。
- 5 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、これを善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 6 この補助事業により取得し又は効用の増加した建物及び構築物機械及び器具のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている期間（以下「処分制限期間」という。）において、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 7 前号により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を会長に納付させることがある。
- 8 取得財産が処分制限期間を経過しない期間においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 9 取得財産の管理運用を他に委託する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ることを明記した委託契約書を取り交わすものとする。

（注）本文中、「記」以下の記載内容については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長から長野県畜産会会長に対して交付される肥育牛経営等緊急支援特別対策事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件（以下「附すべき条件」という。）が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。

別紙様式第4号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会
会長 伊藤 茂 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、長野県肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施要領の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別添「肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注 2及び3については、別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会
会長 伊藤 茂 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、長野県肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施要領の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤)/②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第6号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会
会長 伊藤 茂 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）について、下記のとおり実施したので、長野県肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施要領の第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施実績」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名

預金種類

口座番号

口座名義

注1 1～3については、別紙様式第2号に準じて作成すること。

2 3については、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

3 下記ア及びイの書類を添付すること。

ア 「出荷調整を行うことについて、生産者に対し周知した文書の写し」及び「生産者が当該出荷調整に応じ、計画出荷を行うことに同意した旨の文書の写し」など、取組主体として計画的に出荷調整を行ったことが客観的にわかる書類

イ 出荷調整の対象となった交付対象牛リスト（別紙様式第6号の別添の詳細）

別紙様式第7号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金の額の確定及び支出について

番 号
年 月 日

団体等

代表者名 殿

一般社団法人 長野県畜産会
会長 伊藤 茂

年 月 日付け第 号をもって提出のあった令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので、既に交付した補助金 円との差額金 円が別途支出されるので通知します。

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 実績確定額 | 円 |
| 3 概算払済額 | 円 |
| 4 精算額 | 円 (2 - 3) |
| 5 振込年月日 | 年 月 日 |
| 6 振込先 | |
| (1) 金融機関名 | |
| (2) 預金種類 | |
| (3) 口座番号 | |
| (4) 口座名義 | |

別紙様式第8号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人 長野畜産会
会長 伊藤 茂 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金について、長野県肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施要領の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も

併せて提出すること)

- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料